令和８年（フ）第１７３号
茨城県つくばみらい市板橋1864番地１
破産者　小菅　大介
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１８０号
茨城県石岡市杉並二丁目５番41号
破産者　浅野知恵子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１７９号
山梨県甲斐市龍地1384番地　ボナール沖田101号室
破産者　中島　真紀
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６９号
岐阜県関市栄町４丁目５番60―104号、前住所岐阜県可児市川合808番地１
破産者　林　　英寿（旧姓笹野）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第３２６２号
名古屋市昭和区鶴舞２丁目15番21号　カレッジスクエア鶴舞201号、従前の住所名古屋市中区新栄１丁目２番23号　新栄ビル201号
破産者　坂上弦左衛門
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７１号
群馬県太田市市場町455番地１　ゴールドフレイムＡ―102号、開始決定時の住所愛知県小牧市新町２丁目147番地
破産者　山脇　　純
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５８５号
名古屋市昭和区御器所２丁目４番７号　Ｖｅｌｏ　ＧＯＫＩＳＯ　203号
破産者　吉田　勝幸
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８７号
名古屋市昭和区川原通７丁目13番地　ＮＫ川名Ⅱ２Ａ号、従前の住所名古屋市瑞穂区田辺通６丁目22番地　ユーハウス瑞穂公園７Ｂ号
破産者　加藤　政宏
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０７６号
名古屋市北区楠味鋺３丁目1410番地　メゾンアモール207号
破産者　酒井工業こと　酒井　晃博
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０７７号
愛知県名古屋市中川区柳堀町14番５号　Ｍｔ．ｃｒｏｗｎ名駅南１Ｃ号、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地20　プレミアステージ101号
破産者　北村　大地
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０９４号
愛知県清須市西枇杷島町旭２丁目26番地２、従前の住所名古屋市中区丸の内３丁目15番13号　丸の内エンブルコート202号
破産者　指宿　堅多
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１４５号
愛知県半田市港町３丁目67番地の４　ポートヴィレッジ24Ⅱ105号室、従前の住所愛知県高浜市青木町４－３－１　レオネクストＭＯＲＩＹＡ101
破産者　山口　　孟
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２２０号
名古屋市熱田区新尾頭１丁目12―11　シングルライフ大口８Ｃ、住民票上の住所愛知県知多郡美浜町大字野間字前川18番地６
破産者　呑喜金山店こと　石井　誠也
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５４８号
名古屋市北区若葉通１丁目25番地　若葉ビル206号
破産者　伊東　由美
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３５３３号
大阪府高槻市氷室町２丁目26番１―119号、前住所大阪府高槻市安岡寺町１丁目47番13号
破産者　浅田　真巳
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３４５５号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目13番23―705号
破産者　宮川　　清
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３７６７号
沖縄県中頭郡西原町字小橋川93番地の２（グランデ城301号）
破産者　角谷　慎介
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部